

第1章 横浜市の次世代育成環境の現状

1 次世代育成支援行動計画とは

次世代育成支援行動計画は、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法（＊）に基づいて、全市町村、全都道府県が策定する計画です。この法律は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、地方公共団体及び事業主に対し、子育て環境の整備や、仕事と家庭の両立のための取組を行動計画として策定することを義務付けています。

■成立年月日

平成15年7月 9日可決・成立

平成15年7月16日公布

■概要

（基本理念）

次世代育成支援対策は、保護者が児童の育成についての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととします。

（行動計画）

ア「行動計画策定指針」

主務大臣が、拠るべき指針を策定します。

イ「地方公共団体の行動計画」

- ・市町村行動計画
- ・都道府県行動計画

指針に即して、地域における「子育て支援」、「親子の健康確保」、「教育環境の整備」、「子育て家庭に適した居住環境の確保」、「仕事と家庭の両立」等について、目標や達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定します。

ウ「事業主の行動計画」

（ア）一般事業主の行動計画（300人以下の中小企業は努力義務）

- ・事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、指針に即して、目標やその達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定します。
- ・事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定します。
- ・厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主が、その構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めます。

（イ）特定事業主の行動計画

- ・国及び地方公共団体の機関
- ・職員の仕事と家庭の両立等に関し、指針に即して、目標やその達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定、公表します。

(次世代育成支援対策推進センター)

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定、実施等を支援します。

(次世代育成支援対策地域協議会)

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができます。

■施行期日等

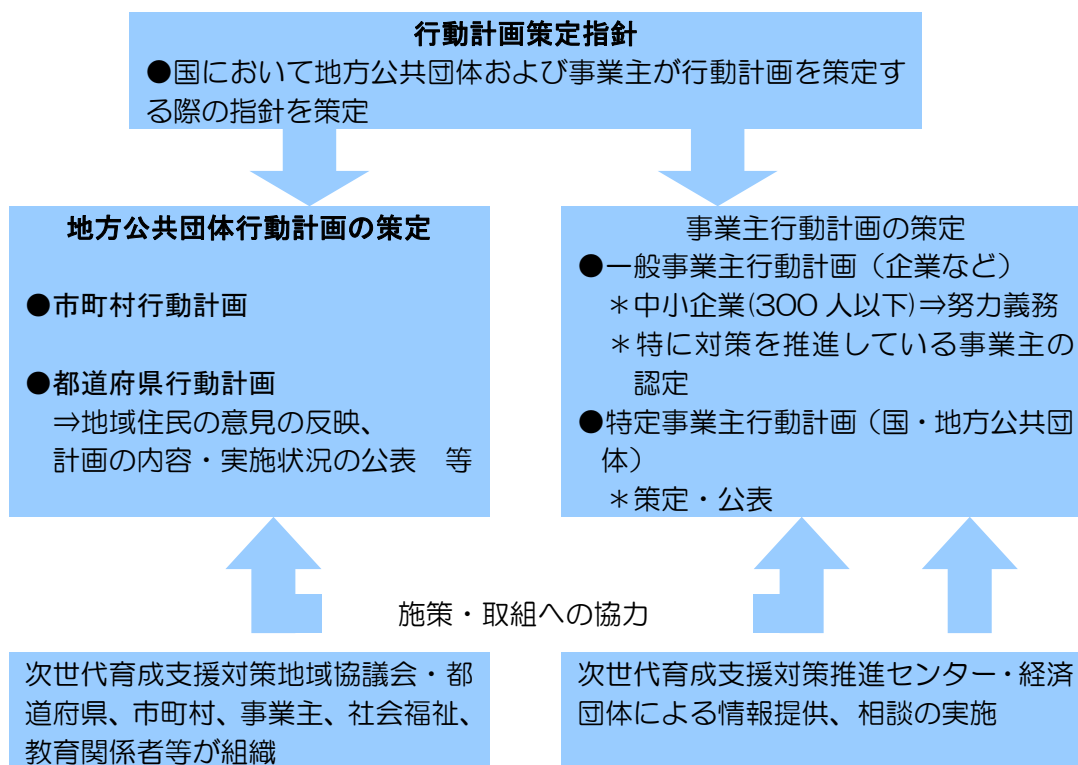
公布の日から施行。ただし、

ア「行動計画策定指針」の策定は、公布の日から6か月以内の政令で定める日から

イ「地方公共団体の行動計画」、ウ「事業主の行動計画」の策定は平成17年4月1日から施行。

なお、本法は、平成27年3月31日までの時限立法です。

<地方公共団体と事業主等の役割>



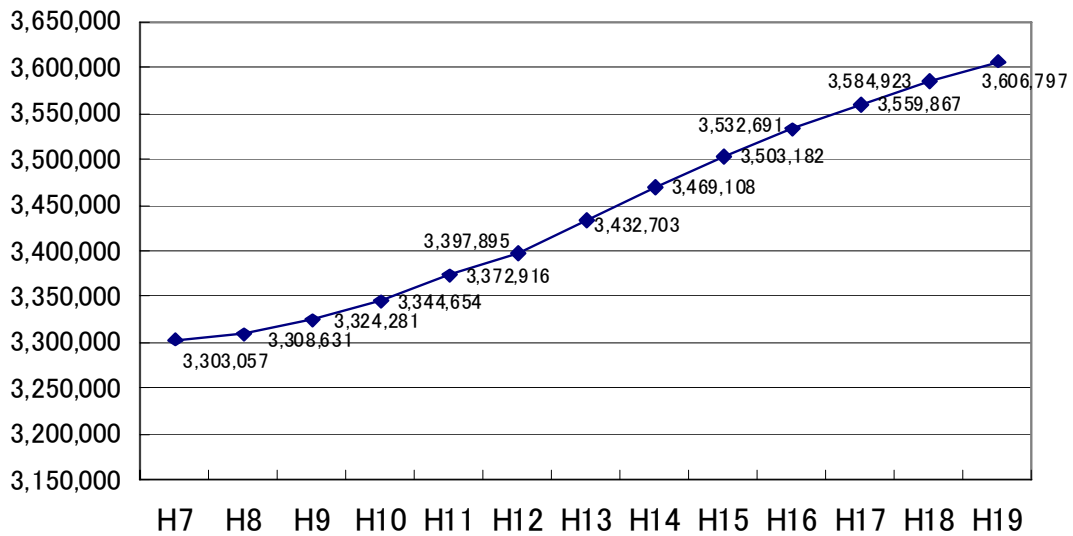
15年3月に出された、国の「次世代育成支援に関する当面の取組方針」では、従来の「子育てと仕事の両立支援」などに加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4本の柱に沿って総合的取組を進めることとされ、同年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。この法律に基づいて策定される次世代育成支援行動計画は、「子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整備する」ための計画です。次世代育成支援対策推進法は平成27年3月31日までの10年間の時限立法ですが、行動計画は5年を1期として策定することとなっており、この前期プランは平成17年から21年までの計画であることから、今回の統合プランについても21年までの計画とします。

2 横浜市の人口動向

(1) 本市の人口の推移

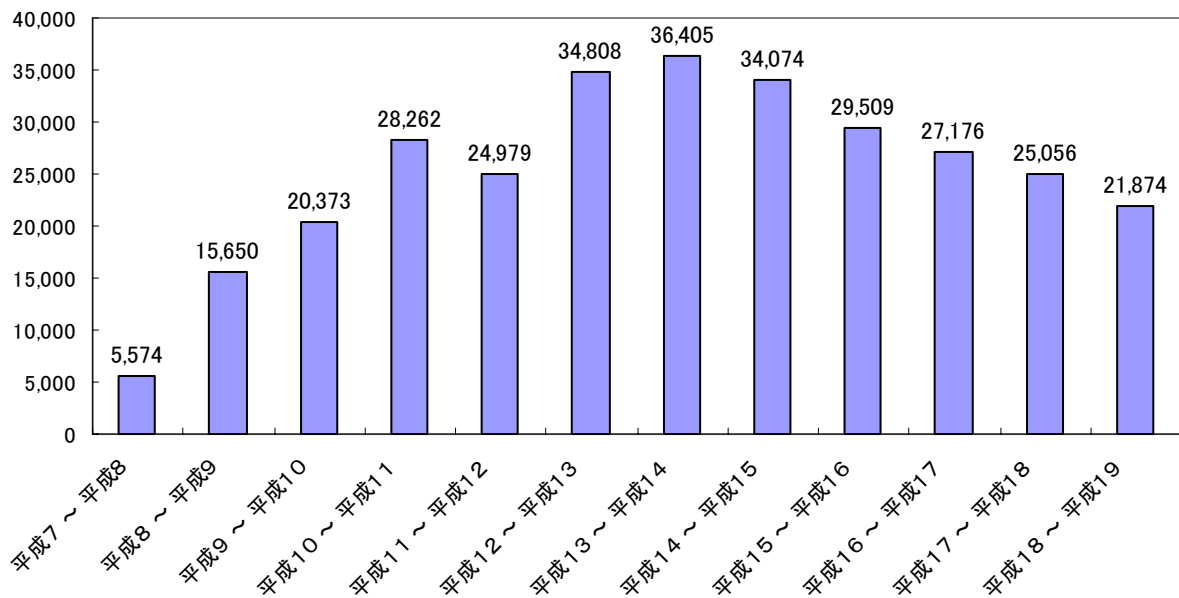
本市の人口は、平成19年(2007年)1月1日現在で3,606,797人であり、人口増加数はここ数年減少傾向にあるものの、依然として増加傾向が続いている。

横浜市の人口推移



横浜市の人口(1月1日)

横浜市の人口増加数の推移



横浜市の人口(1月1日)

年齢別人口数の推移は、年少人口、高齢人口については過去5年間で増加しているが、生産年齢人口は減少している。特に高齢人口は132,059人と増加が著しい。その結果、年齢構成は、年少人口、生産年齢人口割合の低下、高齢人口の増加となり、平成13年には、高齢人口割合が年少人口割合を上まわり、本市においても、本格的な少子社会に突入することとなった。

6歳から24歳までの青少年の人口については、平成19年1月1日に若干増えたものの、減少傾向となっている。

横浜市年齢3区分別人口推移（人）

	総人口	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年齢不詳
		除年齢不詳	0-14歳	15-64歳	65歳以上	
平成14年	3,469,108	3,457,317	477,876	2,471,559	507,882	11,791
平成15年	3,503,182	3,491,391	480,682	2,476,133	534,576	11,791
平成16年	3,532,691	3,520,900	482,521	2,482,226	556,153	11,791
平成17年	3,559,867	3,548,076	485,986	2,483,226	578,864	11,791
平成18年	3,584,923	3,550,742	482,486	2,457,963	610,290	34,181
平成19年	3,606,797	3,572,616	485,251	2,447,424	639,941	34,181
5年間増加数	137,689	115,299	7,375	-24,135	132,059	22,390

年齢別構成比（%）

	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口
	除年齢不詳	0-14歳	15-64歳	65歳以上
平成12年	100.0	14.0	72.6	13.3
平成13年	100.0	13.9	72.0	14.1
平成14年	100.0	13.8	71.5	14.7
平成15年	100.0	13.8	70.9	15.3
平成16年	100.0	13.7	70.5	15.8
平成17年	100.0	13.7	69.8	16.3
平成18年	100.0	13.5	68.6	17.0
平成19年	100.0	13.5	67.9	17.7

資料：横浜市の人口（各年1月1日人口）より作成

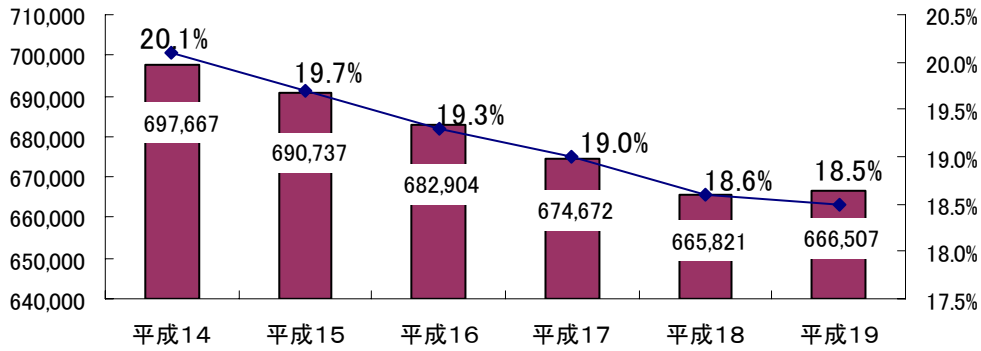
就学前児童数（0-5歳年齢）は、平成19年現在193,845人であり、減少傾向にある。

横浜市0-5歳（就学前児童）人口の推移（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0-5歳
平成14年	33,785	33,766	32,518	33,528	32,479	32,124	198,200
平成15年	33,644	33,892	33,840	32,631	33,519	32,537	200,063
平成16年	33,258	33,665	33,849	33,772	32,634	33,584	200,762
平成17年	33,098	33,316	33,769	33,892	33,742	32,714	200,531
平成18年	30,808	31,756	32,581	32,702	32,961	33,974	194,782
平成19年	33,017	30,865	31,804	32,515	32,660	32,984	193,845
5年間増加数	-768	-2,901	-714	-1,013	181	860	-4,355

資料：横浜市の人口（各年1月1日人口）より作成

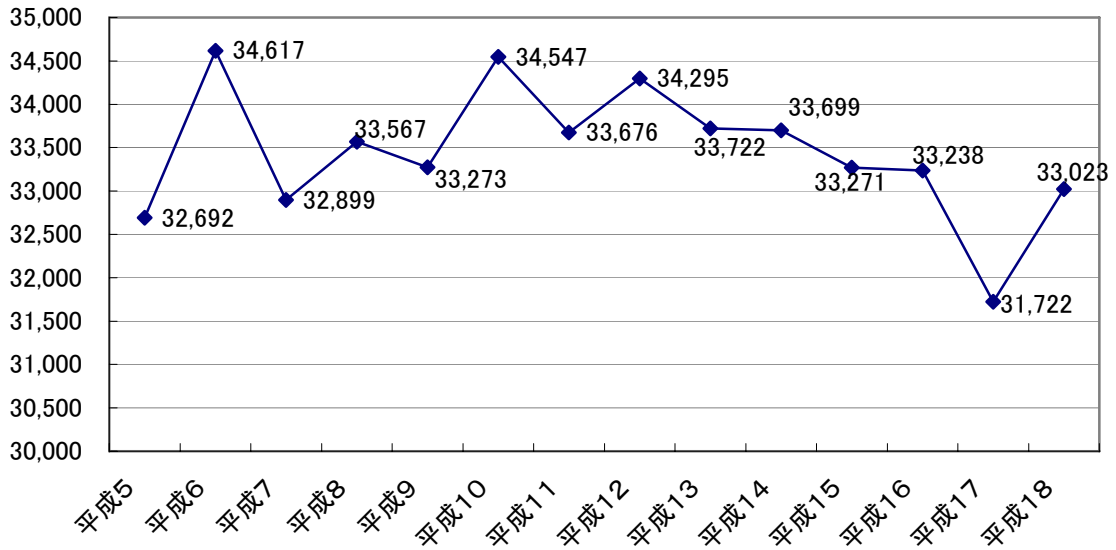
横浜市6-24歳（青少年）人口の推移（人）



（2）出生率、出生数

過去10年間の本市の出生数の推移をみると、平成13年から徐々に減少傾向にあったものが、平成17年には大幅に減少し、平成18年にはもちなおしたといった状況となっている。最近5年間の出生数の平均は約32,990人である。

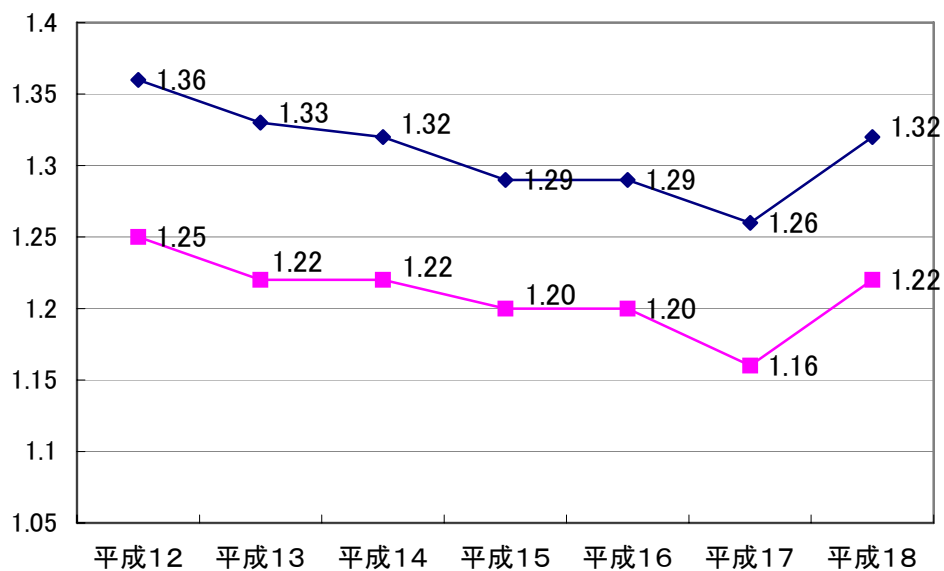
横浜市の出生数（人）



資料：横浜市健康福祉局資料より作成

本市の合計特殊出生率(*)は全国の推移と概ね同様な推移を示しており、合計特殊出生率の全国に対する割合は約9割である。

合計特殊出生率の推移



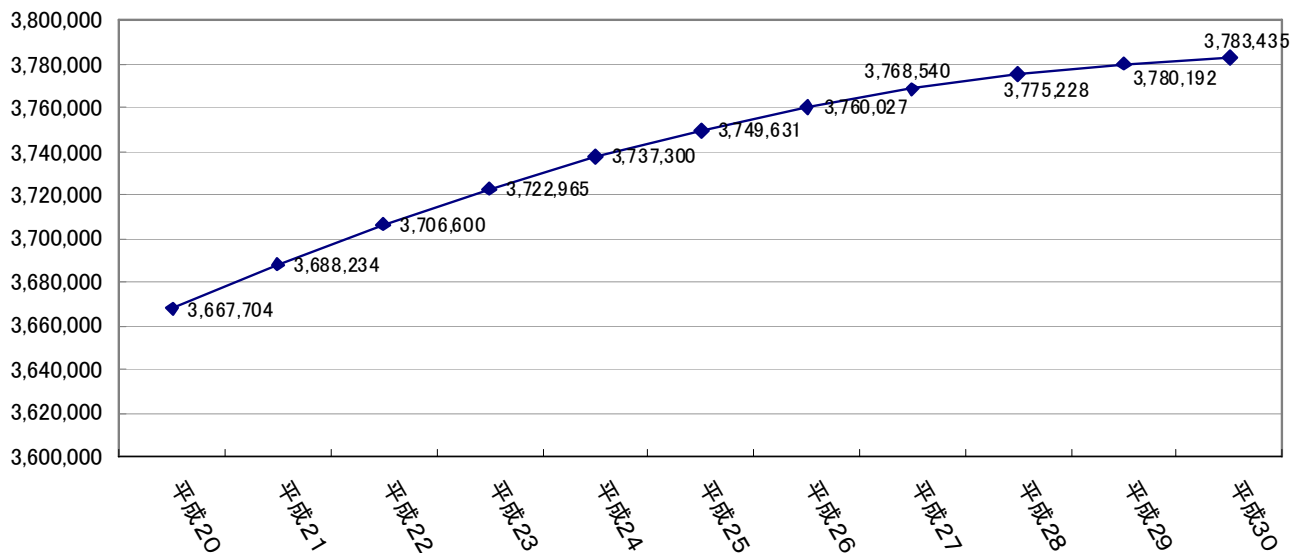
資料：厚生労働省、横浜市健康福祉局資料より作成

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数

(3) 将来の人口推計

本市の人口は平成20年の3,667,704人（年齢不詳を除いた人口）以降も増加し続け、次世代育成支援行動計画の最終目標年次である平成26年には、3,760,027人へと増加すると推計された。

横浜市人口推計結果



資料：都市経営局推計

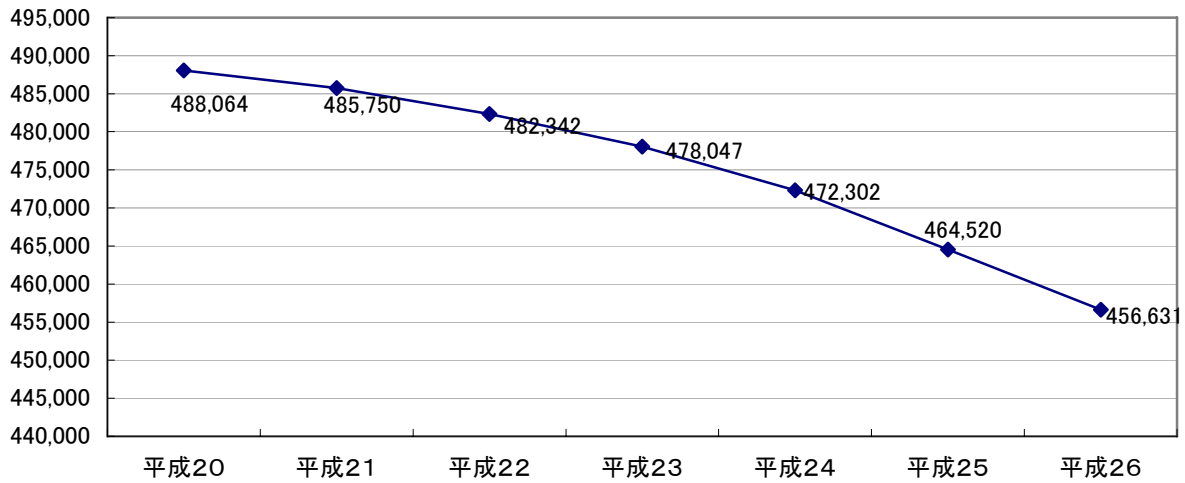
年齢区分別の推計結果は、高齢人口は増加するが、年少人口・生産年齢人口ともに、減少すると推計された。

年齢3区分別推計結果

	人口			構成比(%)			
	総人口	0-14歳	15-64歳	65歳～	0-14歳	15-64歳	65歳～
平成20	3,667,704	488,064	2,490,871	688,769	13.3%	67.9%	18.8%
平成21	3,688,234	485,750	2,486,316	716,168	13.2%	67.4%	19.4%
平成22	3,706,600	482,342	2,490,427	733,831	13.0%	67.2%	19.8%
平成23	3,722,965	478,047	2,497,606	747,312	12.8%	67.1%	20.1%
平成24	3,737,300	472,302	2,484,500	780,498	12.6%	66.5%	20.9%
平成25	3,749,631	464,520	2,470,600	814,511	12.4%	65.9%	21.7%
平成26	3,760,027	456,631	2,456,829	846,567	12.1%	65.3%	22.5%

資料：都市経営局推計

年少人口の推移(実績と推計)



資料：都市経営局推計

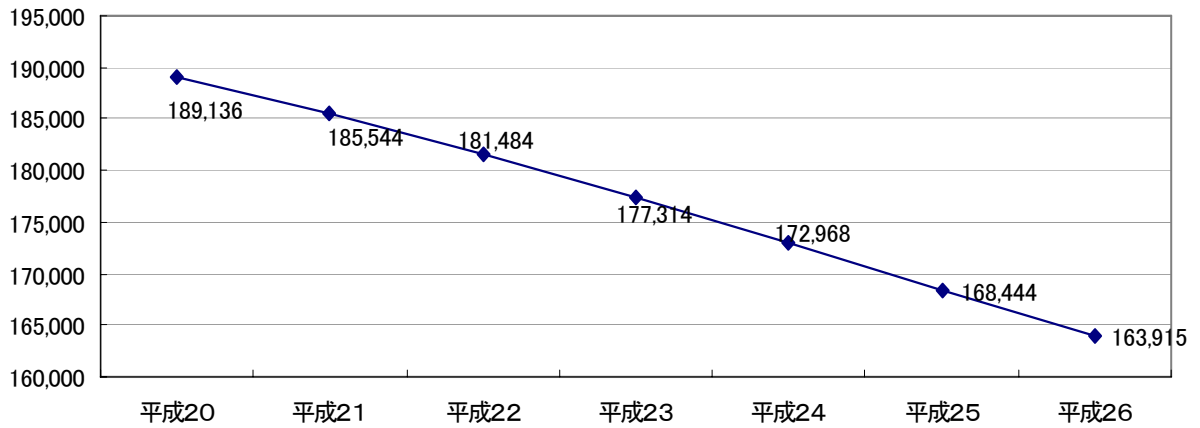
平成20年以降の就学前児童数（0～5歳人口）は、減少し続けると推計された。平成20年の就学前人口189,136人は、平成26年には163,915人と、約25,221人減少する。

就学前児童数の推計結果

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0-5歳計
平成20	29,916	30,635	31,248	31,881	32,560	32,896	189,136
平成21	29,204	29,912	30,639	31,293	31,892	32,604	185,544
平成22	28,464	29,200	29,909	30,678	31,300	31,933	181,484
平成23	27,712	28,453	29,189	29,943	30,679	31,338	177,314
平成24	26,967	27,697	28,435	29,215	29,940	30,714	172,968
平成25	26,197	26,946	27,673	28,454	29,206	29,968	168,444
平成26	25,472	26,171	26,919	27,686	28,439	29,228	163,915

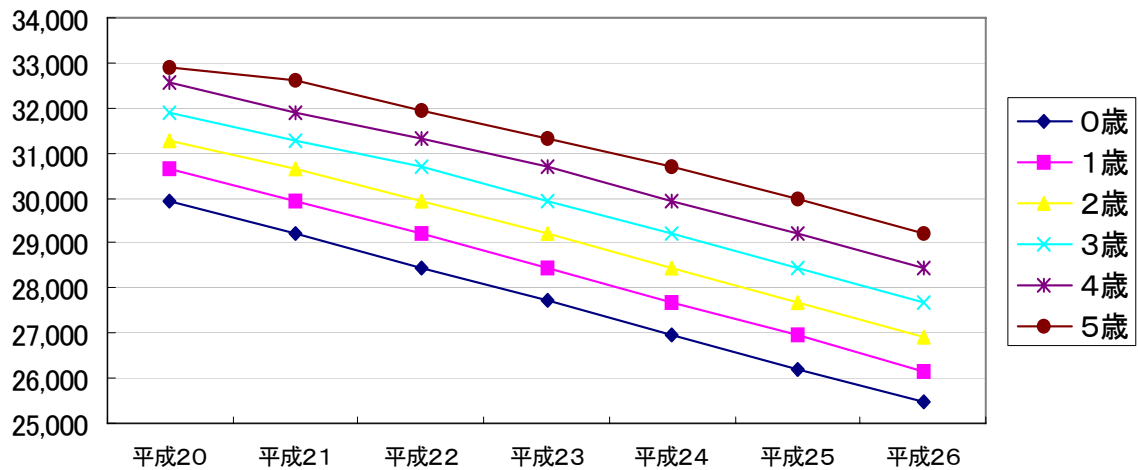
資料：都市経営局推計

就学前児童数の推移



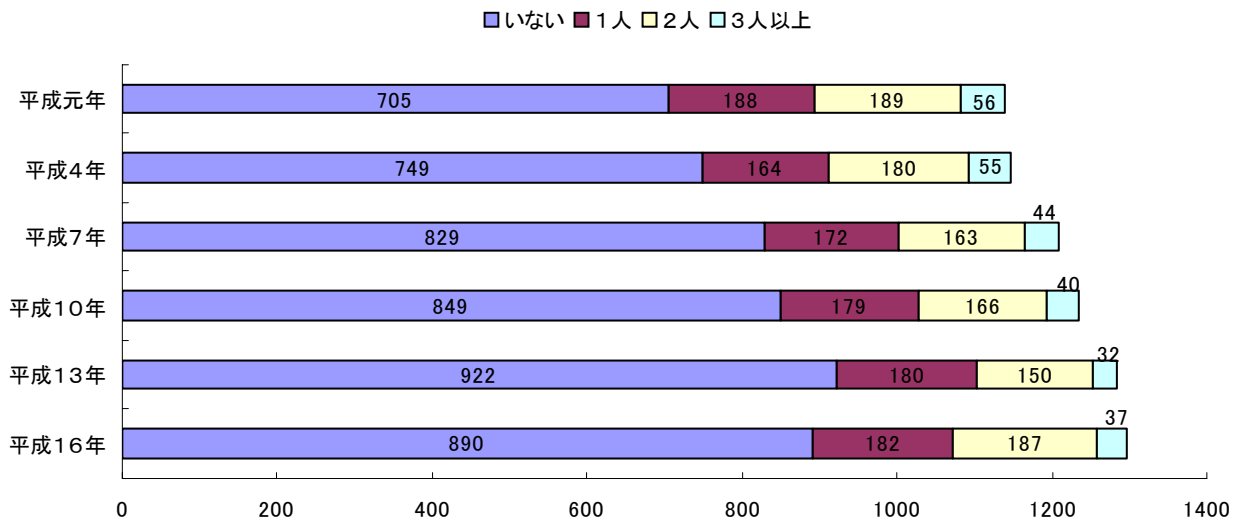
資料：都市経営局推計

就学前児童数の推移(0-5各歳)



資料：都市経営局推計

児童数別世帯数の推移(横浜市)



単位：千世帯

3 子育て支援で何が求められているか

(1) 母親の妊娠中や出産後にどのような支援が必要か。

妊娠から出産に至る時期は、母親にとって短期間に大きな心身の変化が生じます。さらに、出産後しばらくの間は精神的に不安定な時期が続きますし、その後は生まれてきた子どもの日常的な健康状態や育ちに一喜一憂する日々が待っています。また、日々育っていく子どもと向かい合い、子どもをもった喜びや幸せを実感するとともに、その反面、家事・育児に対して疲れがたまり、外出もままならず、自分の時間がもてないことに対するストレスを強く感じてしまいます。

平成16年1月に行った横浜市内の就学前児童をもつ家庭への調査（次世代育成支援に関するニーズ調査。以下ニーズ調査とする。）でも、「妊娠中、母親が、精神的に不安定になったことはありますか。」という質問に対し、「あった」と答えた人は58.6%にのぼっています。また、出産後1か月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことがあると答えた人は60.7%と、両者とも約6割の人が不安定になっています。

また、「妊娠中や出産後のサポートとして、どのようなサービスが重要だと思いますか。」という設問に対しては、「子育て中の人との交流」と回答した人が43.8%、「赤ちゃんの育児相談」が42.1%と、ほぼ同じ割合を示しています。次いで「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」「子育て経験者から気軽に話を聞ける場や機会の提供」「助産師・保健師等の家庭訪問による指導」が2割台で続いています。

厚生労働省が平成14年に実施した、月齢6か月児を対象とした「第1回21世紀出生児縦断調査」でも、「子育ての不安や悩みがある」と答えた人は、62.2%となっています。また、「子どもをもって負担に思うことがある」と回答した人は79.5%にのぼっています。その内容としては、「自分の自由な時間がもてない」が55.2%で一番多く、次いで、「子育てによる身体の疲れが大きい」39.5%、「子育てで出費がかさむ」34.7%と、続いています。

以上のことから、のびのびと安心して育児を楽しみ、子どもに愛情を注げるよう、また子どもの豊かな心の成長を育むことができるよう、妊娠中や出産後の育児に関する母親の不安に対する相談等の支援、子育て中の人との交流ができるような支援、身体の疲れを軽減するための支援が必要だと考えられます。

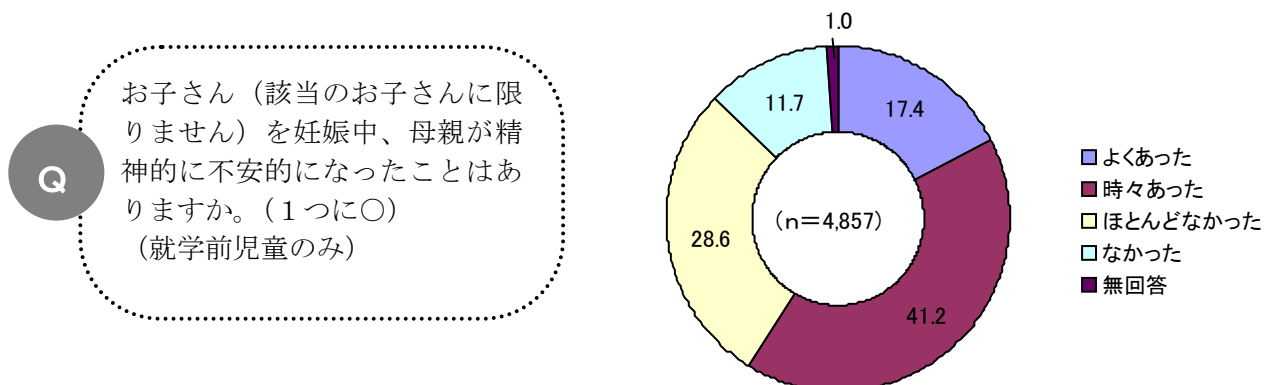
【ニーズ調査の回答】

●妊娠中や出産後1か月くらいの間、不安定になったこと

①妊娠中、母親が精神的に不安定になった人は約6割

“あった”と回答した人は約6割（「よくあった」17.4%＋「時々あった」41.2%）

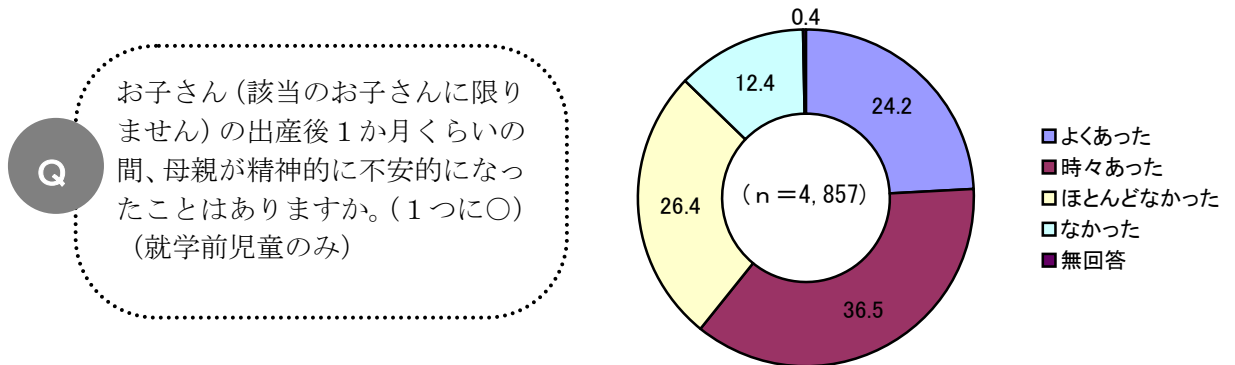
“なかった”と回答した人は約4割（「ほとんどなかった」28.6%＋「なかった」11.7%）



②出産後1か月くらいの間、母親が精神的に不安定になった人も約6割

“あった”と回答した人は約6割（「よくあった」24.2%+「時々あった」36.5%）

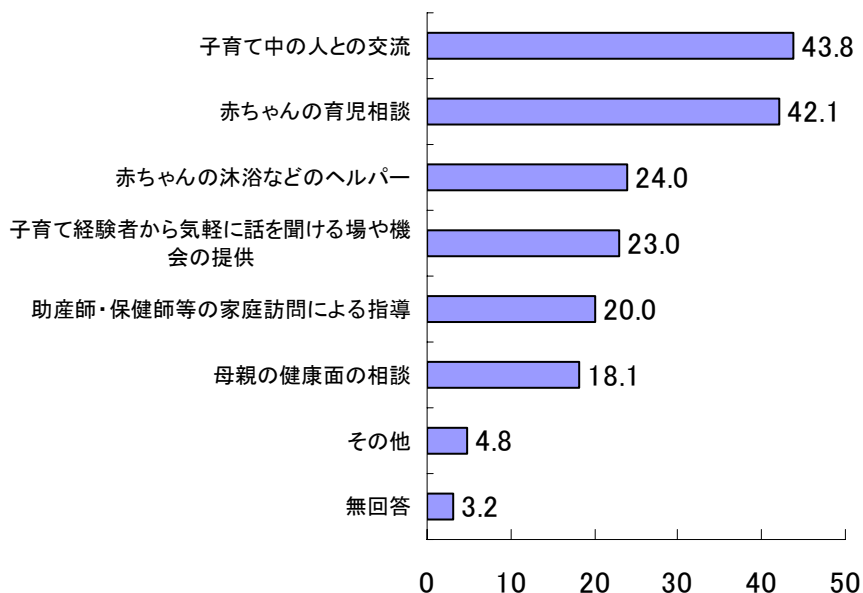
“なかった”と回答した人は約4割（「ほとんどなかった」26.4%+「なかった」12.4%）



●妊娠中や出産後のサポートとしては「子育て中の人との交流」と「育児相談」がトップ

「子育て中の人との交流」と回答した人が最も多く、「赤ちゃんの育児相談」と回答した人もほぼ同じ割合を示している。次いで「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」「子育て経験者から気軽に話を聞ける場や機会の提供」「助産師・保健師等の家庭訪問による指導」が2割台で続く。

Q 妊娠中や出産後のサポートとして、どのようなサービスが重要だと思いますか？（2つまでに○）



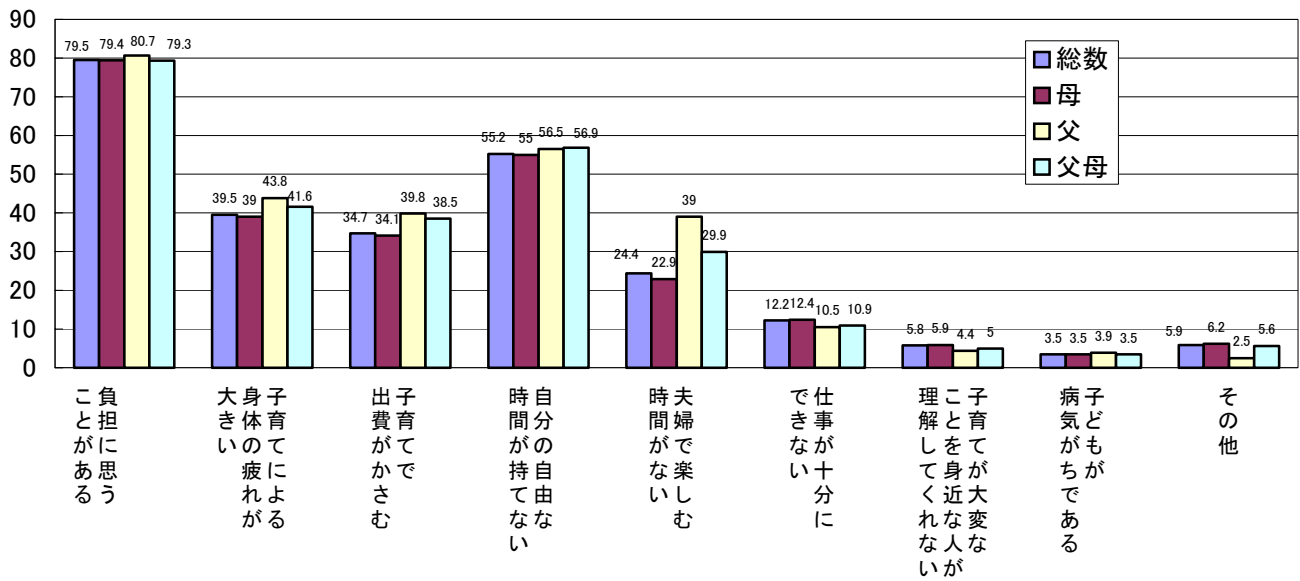
子育ての不安や悩みの状況

(単位：人・%)

	総数	すごくある	少しある	ほとんどない	不詳
回答数	47,010人	3,111	26,078	17,679	142
%	100.0	6.6	55.5	37.6	0.3

(厚生労働省：「第1回21世紀出生児縦断調査」より)

回答者別にみた子どもをもって負担に思うこと（複数回答）



(厚生労働省：「第1回21世紀出生児縦断調査」より)

(2) 子育て中にどのような支援が必要か（就学前児童）

子育ては日常的なことであり、ほんの些細なことから不安や悩みが出てくるものです。子育ての中で日々感じる一般的な不安や、他人と比較することから感じる不安、第三者から言われたことに対する不安、子どものことが理解できず、自分の思うように育たないことによる不安、子どもが持つ障害等からの不安など様々な子育ての不安があり、きめ細やかな働きかけや支援をすることで、親が自信を持ち、子育てが楽しいと思えることが重要と考えます。

横浜市内の就学前児童をもつ家庭への調査（次世代育成支援に関するニーズ調査。以下ニーズ調査とする。）では、「子育てを楽しく、安心して行うためのサービス」として、①子どもを遊ばせる場や機会の提供 ②親のリフレッシュの場や機会の提供 ③子育て中の親同士の仲間づくり ④親の不安や悩みの相談など、必要と感じる支援も多岐にわたっています。

また、同調査の「子どもを虐待していると思うことがあるか」について、“ある”と回答した人は22.4%（「よくある」1.1%+「時々ある」21.3%）と全国調査の平成12年度幼児健康度調査（社団法人 日本小児保健協会が実施。以下、幼児健康度調査とする。）の18.1%に比べ、高くなっています。

さらに、あると回答した人に「子どもを虐待していると思うとき」を尋ねたところ、“言葉による脅しや子どもからの働きかけの無視”は61.1%（幼児健康度調査80.2%）、“子どもを叩いたり、つねったりする”は44.3%（幼児健康度調査48.5%）、次いで“何度でもできるまでやらせるなど厳しくしつける”は27.5%（幼児健康度調査17.4%）と厳しくしつけると答えた割合が全国よりも高くなっています。やはり、地域の人間関係の希薄化する中で、在宅で子育てをする親の中には、孤立感を感じながら子どもに向かい、時に虐待をしているのではないかと悩んでいる姿が見えています。

今、子育て中の親を孤立させず、地域の中で親子が交流し、過ごせる場をつくるさまざまな取り組みがされつつあります。その一つである親と子のつどいの広場事業では、認知度は27.6%ですが、49.9%の人が「利用したい」と回答しています。今後は、つどいの広場のみならず、地域で行われているさまざまな取り組みを広く周知ができるのか検討するとともに、交流できる機会や場をさらに推進していく必要があると考えます。

さらに就労家庭への多様な保育サービスの提供はもちろんのことですが、ニーズ調査では家族の病気等で急に子どもを預けることについての困難さが表れています。1年間に、家族の病気などやむを得ない事情で、子どもの面倒をみられなくなったことがあったと55%が答え、そのうち86.1%（「非常に困難」8.7%+「困難」12.1%+「どちらかという困難」31.6%）が「家族がみたり、親戚・知人等に預けた」、また預けることができて52.4%が困難だったと回答しています。より幅広くサービスが利用できるよう保育サービスの充実が求められています。

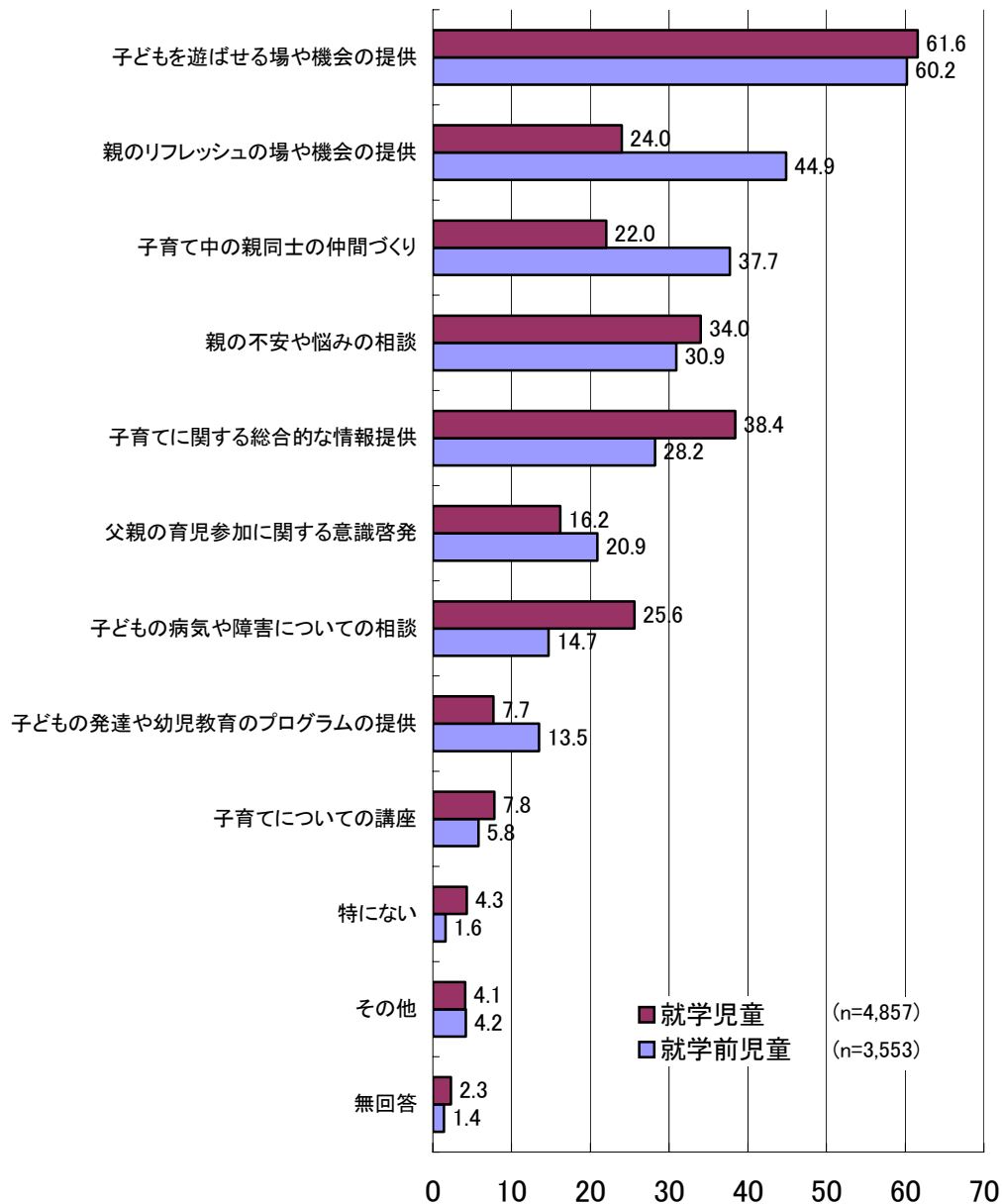
また、保護者が育児で孤立化することを防ぐため、パートナーや家庭に対し、周囲からの温かい目や支援が必要です。しかしながら、金沢区の子育てアンケート調査からは、0歳児の子どもがいる家庭における父親の帰宅時間は、21時以降が50.4%（厚生労働白書では、南関東圏では過半数）、23時以降が18.9%（厚生労働白書では、南関東圏では約2割）と回答しています。なかなか父親の育児参加は現実的には、難しい状況がわかります。

「子育てをされていて困ること、困ったこと」では、「交通機関や建物、道路など、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が最も多く約4割となっています。そのほか「暗い通りなどが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」(38.6%)「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」(37.4%)「子どもが安全に通れる道路がない」(35.5%)などが続きます。子育て中の親子が安心して、不便なく過ごせるまちづくりも重要な課題となっています。

●必要なサービスでは、「子どもを遊ばせる場」「親のリフレッシュの機会」が上位

就学前児童の保護者では「子どもを遊ばせる場や機会の提供」と回答した人が約6割と最も多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」も4割強を占めている。次いで「子育て中の親同士の仲間づくり」が4割弱、「親の不安や悩みの相談」が約3割となっている。

Q 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスはどのようなものだと思いますか。(3つまでに○)(就学前児童及び就学児童)

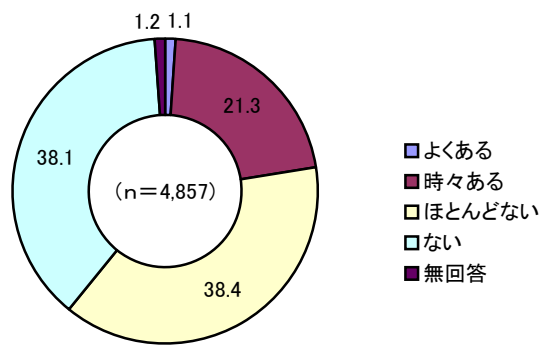


●子どもを虐待していると思うことのある人は約2割

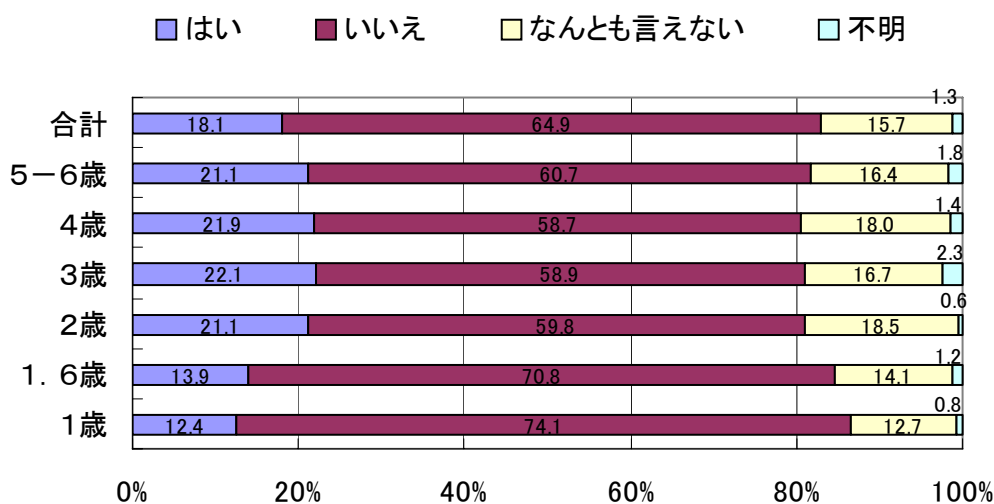
“ある”と回答した人は2割強（「よくある」1.1%+「時々ある」21.3%）

“ない”と回答した人は8割弱（「ほとんどない」38.4%+「ない」38.1%）となっている。

Q じぶんは、子どもを虐待している
と思うことがありますか。
(1つに○)



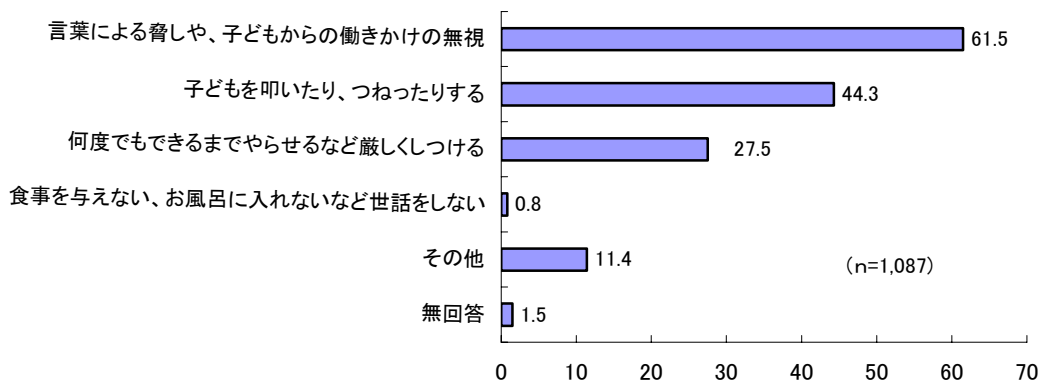
子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるか（平成12年度幼児健康度調査）



●虐待していると思うときのトップは「言葉による脅しや無視」

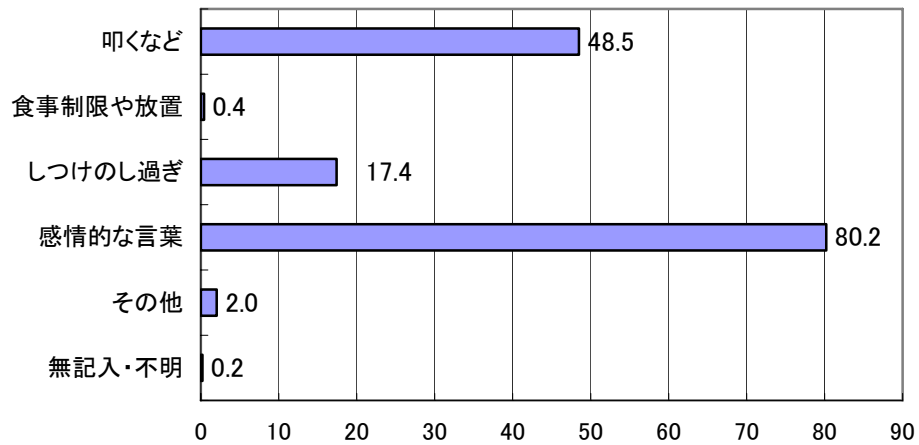
子どもを虐待していると思うことが“ある”と回答した人の子どもを虐待していると思うときをみると、「言葉による脅しや子どもからの働きかけの無視」と回答した人が6割強と最も多く、「子どもを叩いたり、つねったりする」と回答した人も4割強を占めている。次いで「何度でもできるまでやらせるなど厳しくしつける」が3割弱と続く。

Q 子どもを虐待していると思うのは、どのようなときですか。（2つまでに○）



虐待

待していると思う場合の内容（平成12年度幼児健康度調査）



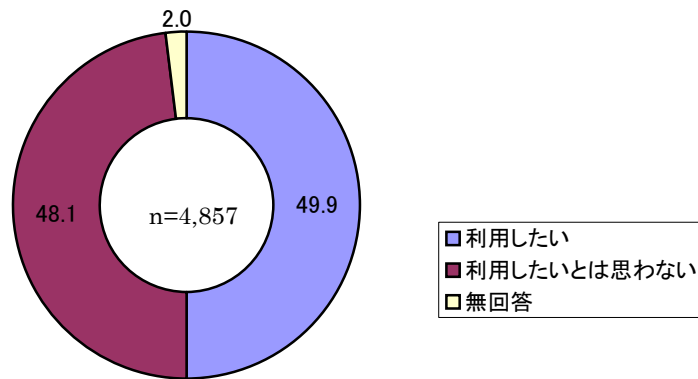
社団法人 日本小児保健協会

● 「親と子のつどいの広場」を利用したい人は約半数

「親と子のつどいの広場事業」の認知度は3割弱ですが、利用意向をみると、「利用したい」と回答した人は約半分となっている。

Q

「親と子のつどいの広場事業」を利用したいと思いますか。（1つに○）



●緊急の用事で子どもの面倒をみられなくなったことのある人は半数以上

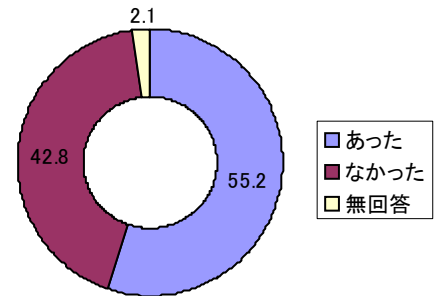
この1年間に、冠婚葬祭、保護者、家族の病気などやむを得ない事情で、子どもの面倒をみられなくなったことの有無をみると、「あった」と回答した人は55%、「なかった」と回答した人は43%となっている。

Q

この1年間に、冠婚葬祭、保護者・家族の病気・入院・通院、子どもの学校の用事などのやむを得ない事情で、ふだん主に該当のお子さんの面倒をみている方が、日中に該当のお子さんの面倒をみられなくなったことがありますか。(1つに○)(就学前児童のみ)

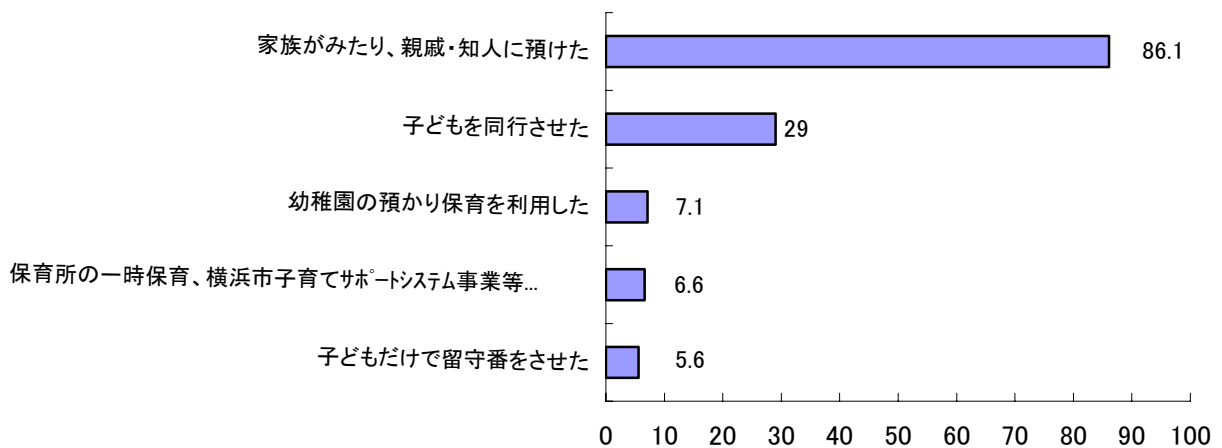
●対処方法は「家族がみたり、親戚・知人等に預けた」人が大多数

この1年間に、冠婚葬祭、保護者・家族の病気などやむを得ない事情で子どもの面倒をみられなくなったことが「あった」と回答した人の対処方法をみると、「家族がみたり、親戚・知人等に預けた」と回答した人が最も多く9割弱となっている。



Q

具体的な対処法は、次のうちどれにあたりますか。(あてはまるものすべてに○)

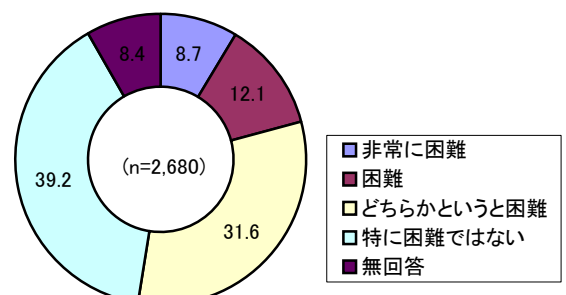


●その場合に「困難」と回答した人が半数以上

「家族がみたり、親戚・知人等に預けた」の中で、子どもを預けるときに困難度をみると、「困難」と回答した人が半分以上(「非常に困難」8.7%+「困難」12.1%+「どちらかという困難」31.6%)、「特に困難ではない」と回答した人は約4割となっている。

Q

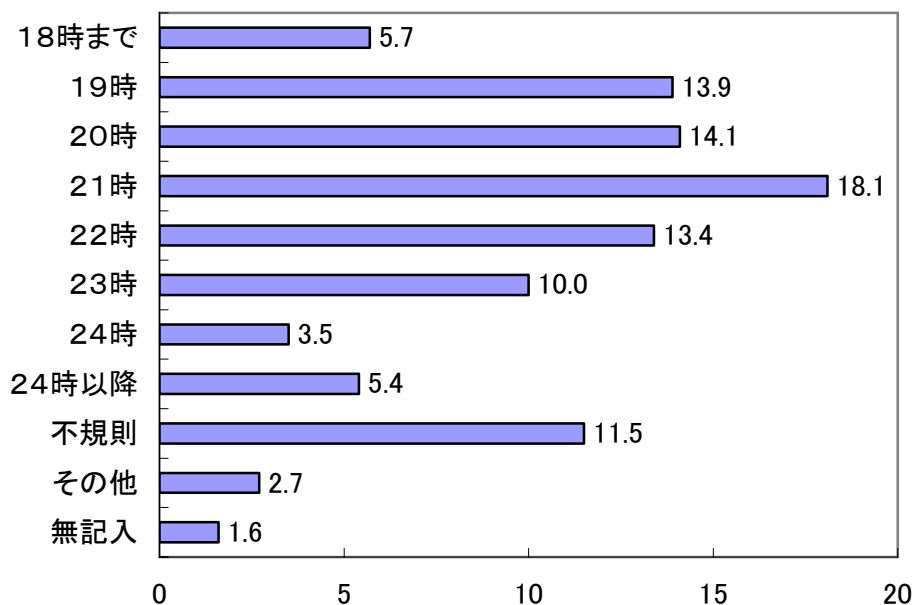
そのときの状況について、難しさはありましたか。(1つに○)



●父親の帰宅時間

金沢区が区内在住の0歳児を持つ保護者に対し、平成15年度に行った子育てアンケート調査では、21時以降の帰宅が50.4%（厚生労働白書では、南関東圏では過半数）、23時以降の帰宅が18.9%（厚生労働白書では、南関東圏では約2割）となっている。

父親の帰宅時間～金沢区子育てアンケート調査データ集から～



	回答数(人)	比率(%)
18時まで	72	5.7%
19時	175	13.9%
20時	178	14.1%
21時	228	18.1%
22時	169	13.4%
23時	126	10.0%
24時	44	3.5%
24時以降	68	5.4%
不規則	145	11.5%
その他	34	2.7%
無記入	20	1.6%
合計	1,259	

●子育てをしていて困ること、困ったこと

「交通機関や建物、道路など、ベビーカーでの移動に不自由なこと」と回答した人が最も多く約4割となっている。

「暗い通りなどが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」(38.6%)

「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」(37.4%)

「子どもが安全に通れる道路がない」(35.5%)と回答した人もほぼ同じ割合です。

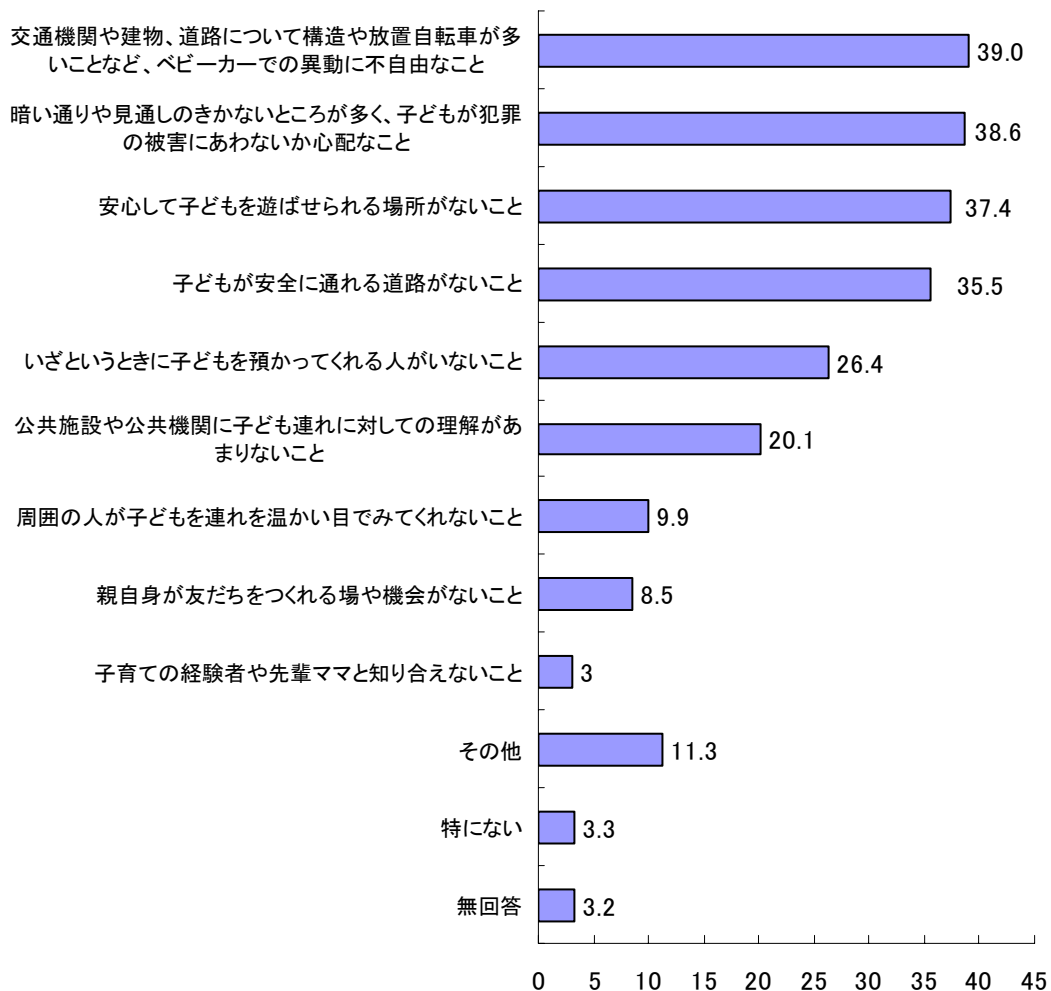
「子どもを預かってくれる人がいない」(26.4%)

「公共施設や公共機関に子ども連れに対しての理解がない」(20.1%)

と回答した人が2割台で続く。



子育てを行っていて、特に困ること、困ったことは何ですか。(3つまで○)



(3) 子育て中にどのような支援が必要か（就学児童）

小学校においては、将来の社会を担う大切な子どもたちを、創造性に富み、たくましく、個性豊かに育てるための教育環境を整えるとともに、家庭・地域との連携などにより、地域社会の拠点となる学校づくりを推進し、地域全体の教育力の向上をはかることが求められています。

子どもたちが創造性や自主性、社会性を身につけていくためには、学校の就学時間だけでなく、放課後、いかに有意義な時間を過ごすかも重要であり、家庭の状況や心身等の障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが安心して、豊かな放課後の時間を過ごすことができるような魅力的な施策・事業を立案し、多数の子どもへの参加を呼びかけていく工夫が必要です。

なお、一方で、女性の就労意欲の向上による就業率の上昇や就業形態の多様化などが進行し、放課後に保護者が自宅に不在である子どもたちも増加していることから、施策の内容・実施時間帯等について配慮していく必要があります。

子育て支援事業本部が平成15年6月に行った「放課後児童育成事業に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」では、「放課後にいる場所」は、「自分の家」が最も多く(64.3%)、次いで「近所の公園や広場」(38.8%)、「塾や習いごと」(29.5%)となっています。

Q 放課後はどこにすることが多いですか。2つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1	はまっ子ふれあいスクール	1480	18.6%
2	はまっ子ふれあいスクール以外の学校内	255	3.2%
3	放課後児童クラブ（学童保育）	318	4.0%
4	自分の家	5111	64.3%
5	友だちの家	2058	25.9%
6	近所の公園や広場	3086	38.8%
7	地区センターや図書館	301	3.8%
8	塾や習い事の教室	2350	29.5%
9	その他	331	4.2%

「放課後は何をすることが多いか」については、「公園や広場で遊ぶ」が第一位(49.6%)となっておりますが、第2位から第4位は、「テレビを見る」(35%)、「テレビゲームをする」(34%)、「家でのおんびりする」(31%)と、いずれも家の中での過ごし方になっています。

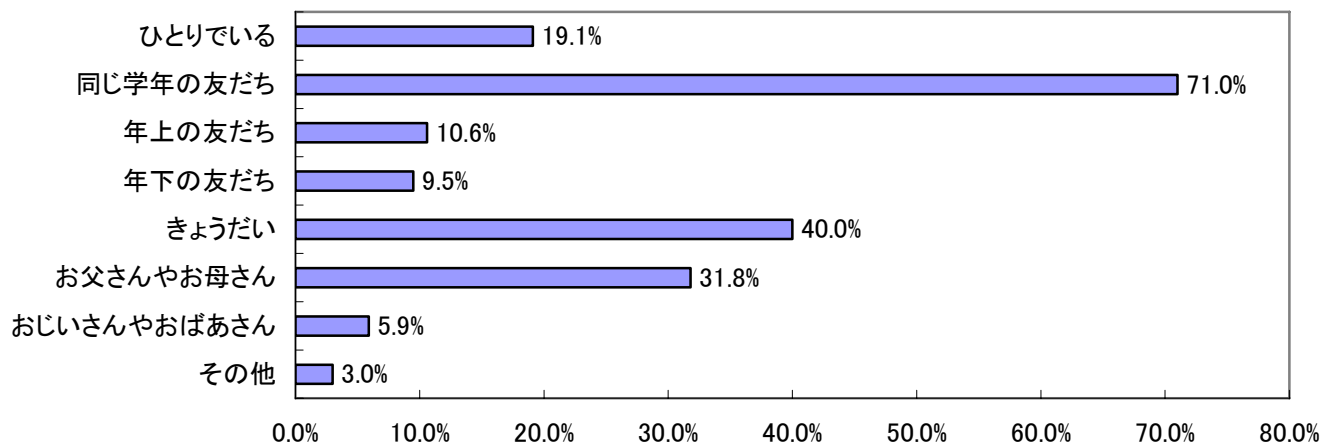
Q 放課後は何をすることが多いですか。3つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1	公園や広場で遊ぶ	3944	49.6%
2	家や塾で勉強をする	2038	25.6%
3	読書をする	678	8.5%
4	マンガ本や雑誌を読む	1503	18.9%
5	テレビを見る	2748	34.6%
6	テレビゲームをする	2700	33.9%
7	家でのおんびりする	2447	30.8%
8	家の手伝いをする	585	7.4%
9	スポーツをする	1452	18.3%
10	習い事をする	2176	27.4%
11	はまっ子ふれあいスクールに参加する	1277	16.1%
12	放課後児童クラブ（学童保育）に行く	287	3.6%
13	その他	618	7.8%

「放課後に一緒にいることが多い人」については、「同じ学年の友だち」(71.0%)が最も多く、次いで「きょうだい」(40%)、「お父さんやお母さん」(32%)という結果になっています。

Q

放課後は誰と一緒にいることが多いですか。2つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)



「放課後は何をしたいか」という設問に対しては、「屋外（そと）で遊びたい」(56%)が第1位、次いで「テレビゲームをしたい」(34%)、「のんびりしたい」(31%)、「部屋の中で遊びたい」(28%)、「スポーツをしたい」(28%)、「学校の校庭や体育館でみんなと遊びたい」(24%)となっています。「放課後何をしているか」という現状についての回答と比較すると、「屋外で遊びたい」、「スポーツをしたい」、「学校の校庭や体育館でみんなと遊びたい」などの割合が増えています。

Q

放課後は何をしたいですか。3つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1 屋外（そと）で遊びたい	4447	55.9%
2 部屋の中で遊びたい	2261	28.4%
3 勉強したい	770	9.7%
4 読書したい	879	11.1%
5 マンガ本を読みたい	1206	15.2%
6 テレビを見たい	1882	23.7%
7 テレビゲームをしたい	2708	34.1%
8 のんびりしたい	2487	31.3%
9 家の手伝いをしたい	656	8.2%
10 スポーツをしたい	2253	28.3%
11 塾や習い事に行きたい	719	9.0%
12 学校の校庭や体育館でみんなと遊びたい	1913	24.1%
13 その他	435	5.5%

「放課後一緒に過ごしたい人」は、「同じ学年の友達」が最も多く、「放課後誰と一緒にいることが多いか」という現状との比較では、家族より様々な友達と遊びたいという傾向があります。

Q

放課後は誰とすごしたいですか。2つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1	ひとりですごしたい	1135	14.3%
2	同じ学年の友だち	5024	63.2%
3	近所の友だち	1334	16.8%
4	同じ学校の友だち	2134	26.8%
5	違う学校の友達	715	9.0%
6	きょうだい	2029	25.5%
7	お父さんやお母さん	2285	28.7%
8	おじいさんやおばあさん	423	5.3%
9	その他	222	2.8%

「遊びたい場所」は、「広場、公園」(61%)が最も多く、次いで「魚釣りや虫取りなどができる自然がある場所」(33.9%)となっており、現状では、「自分の家」が最も多いのに対して、もっと公園や広場、自然のある場所で遊びたいという希望が伺えました。

Q

遊びたい場所はどこですか。2つに○をつけてください。(n=7,953 複数回答)

1	広場、公園	4860	61.1%
2	学校の教室やグラウンド	1709	21.5%
3	魚釣りや虫取りなどができる自然がある場所	2700	33.9%
4	自由にテレビが見られ、テレビゲームなどができる部屋	2404	30.2%
5	たくさんの本が読める図書室	1022	12.9%
6	パソコンが自由に使える場所	1654	20.8%
7	その他	783	9.8%

保護者の希望としては、「安心して過ごせる場所」(59%)と「活発に遊んだりスポーツのできる場の確保」(58%)がほぼ同程度で最も多く、そのほかでは、「学習のサポート」(21%)、「社会性・協調性の育成」(20%)への希望があがっています。

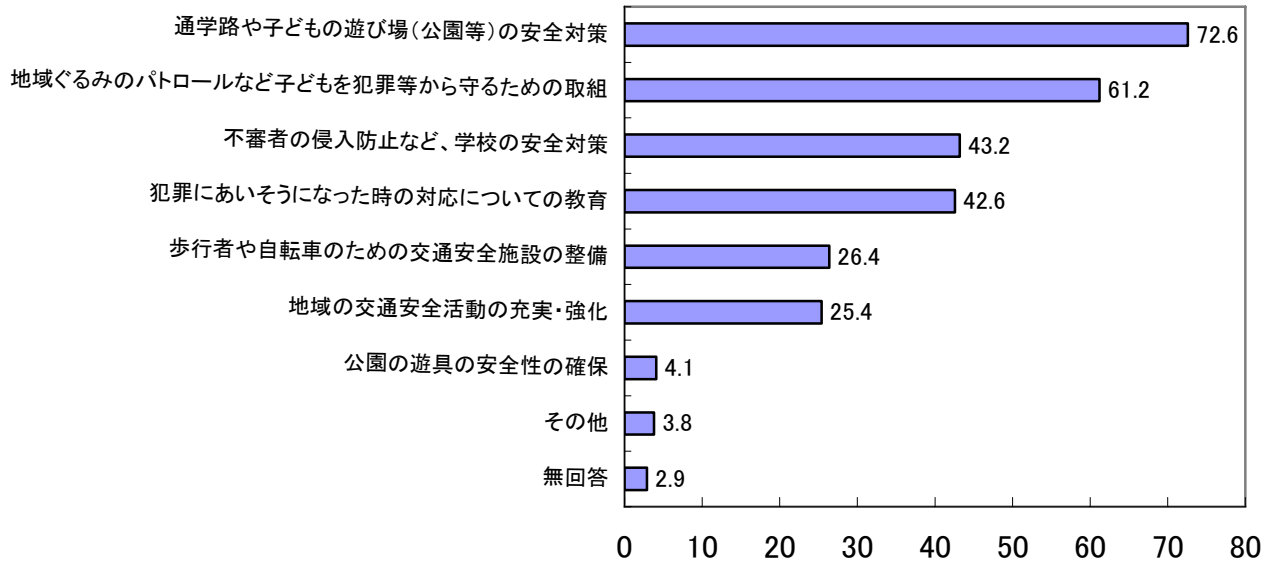
Q

放課後施策に望むことは何ですか。主なもの2つに○をつけてください。(n=6,142 複数回答)

1	学習のサポート	1264	20.6%
2	社会性・協調性の育成	1207	19.7%
3	創造性の育成	513	8.4%
4	はまっ子としての国際力育成	291	4.7%
5	地域との交流	424	6.9%
6	安心して過ごせる場の確保	3628	59.1%
7	活発に遊んだりスポーツのできる場の確保	3553	57.8%
8	のんびりできる場の提供	433	7.0%
9	ボランティアの活用	347	5.6%
10	その他	144	2.3%

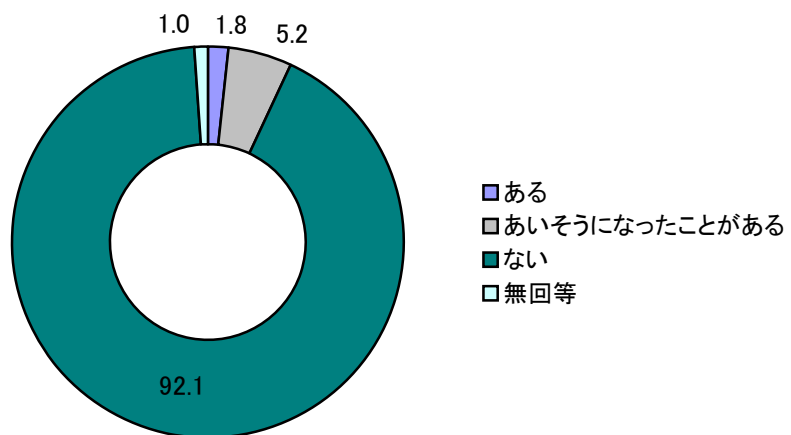
子どもの安全確保も保護者にとって切実な願いです。ニーズ調査でも「子どもの安全を守るために重要なこと」として、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策（防犯灯や防犯カメラの整備による暗がりや死角の解消等）」が 72.6%と最も多く、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪等から守るための取組み」（61.2%）と回答した人も6割を超えています。

■ 子どもの安全を守るために重要なこと



また、「子どもが犯罪の被害にあったことの有無」をみると、“ある”と回答した人は 7.0%（「ある」1.8%）+「あいそようになったことがある」5.2%）ありました。

Q 該当のお子さんが、犯罪の被害にあったことがありますか。（1つに○）（就学児童のみ）
（n=6,142 複数回答）



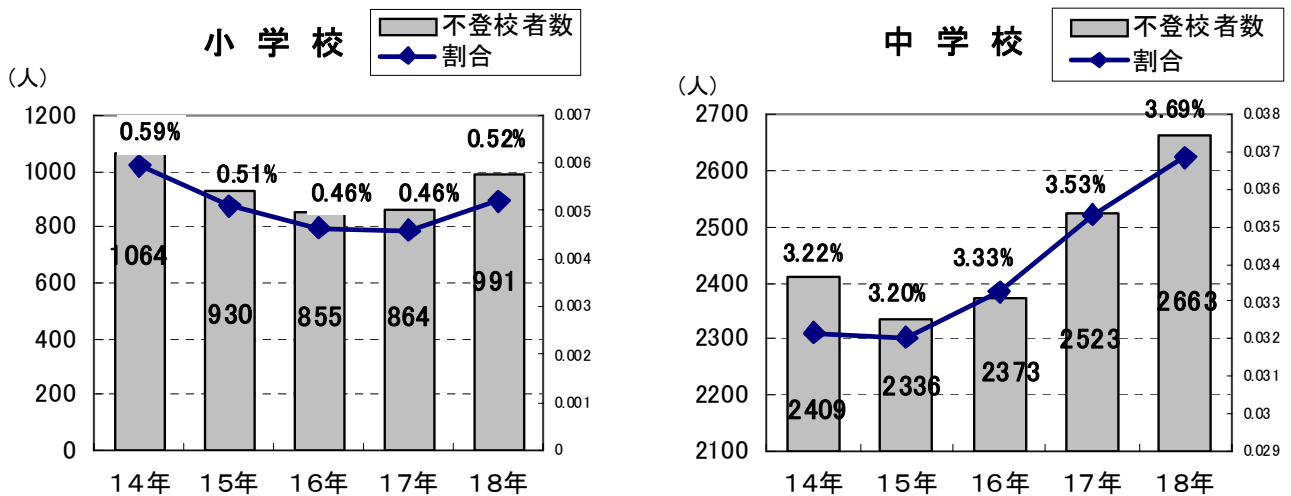
(4) 青少年の自立に際しどのような支援が必要か

青少年を取り巻く社会環境は、情報化の進展に伴うライフスタイルの変化や経済情勢などにより大きく変化しています。

日進月歩の情報化社会の進展の中で、青少年は新たなものへの順応性も高く、インターネットを通じて多くの情報を得ることができる一方、有害な情報も身近なところに氾濫し、行動や感情が左右されてしまうなどの問題も発生しています。

また、不登校、ひきこもり、若年無業者等の問題も顕在化しており、青少年が安心して気軽につるぐ居場所をつくとともに、職業意識や社会への関心を高め、社会参加を支援していくことが必要です。

市立小・中学校の不登校者数と割合

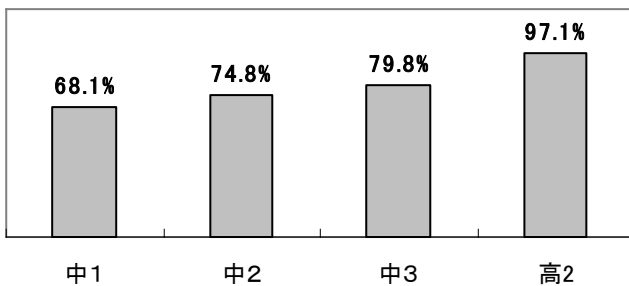


※全児童・生徒数は各年5月1日現在。

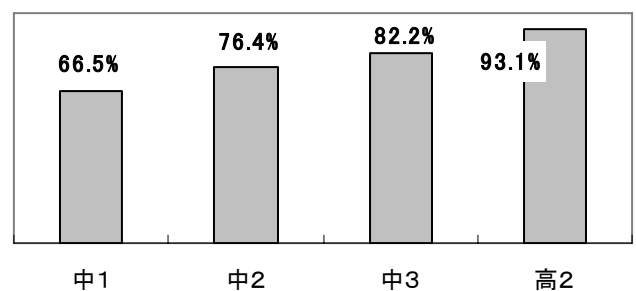
※不登校者数：理由別長期欠席児童数（当該年度の4月1日から3月31日までの1年間に30日以上欠席した者）のうち、病気・経済的理由・その他以外の数

携帯電話・インターネットの利用について (H19 横浜市中高生対象の生活実態調査)

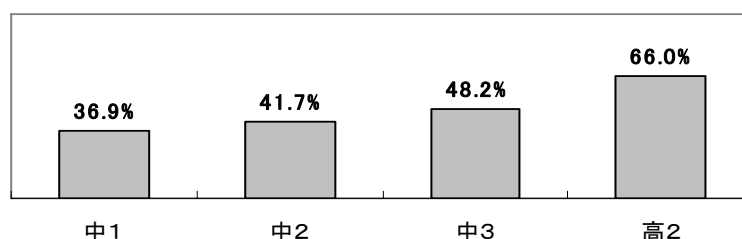
①携帯電話・PHSを持っている



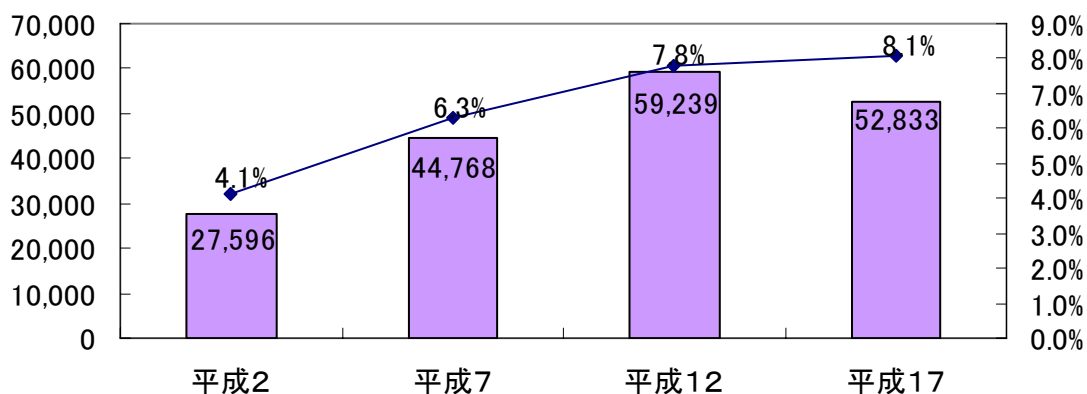
②インターネットを使用している



③インターネット・携帯電話の使い方について、家庭の中でルールを作っている



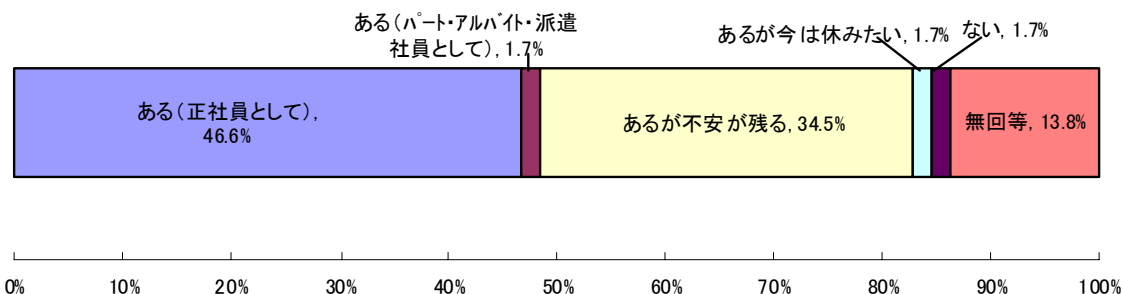
横浜市における15歳～34歳の若年無業者数及び総数に占める割合の推移



あなたは、これから就労する意欲はありますか。(1つに○)
(n=89)

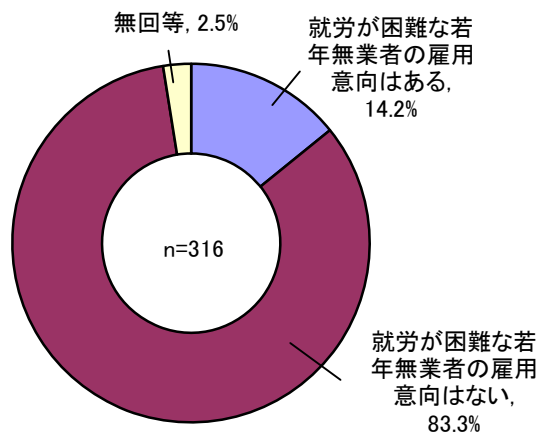
若年無業者のほぼ全員は就労意向があると回答しており、特に、「ある(正社員として)」が46.6%と多い。ただ、「あるが不安が残る」34.6%も3割台半ばと多くなっている。

若年無業者の就労意向



若年無業者に対する企業の雇用意向

若年無業者に対して雇用意向を持つ市内事業者は14.2%にとどまっており、8割以上の事業者は雇用の意向はない。



4 次世代育成環境

(1) 仕事と子育ての両立支援

子育て支援に関する横浜市の取り組みは、国と同様、保育所の整備に代表される保育サービスの充実に重点がありました。これは、働きながらも子育てがしやすい環境の整備を重視したものでした。平成9年に策定された「緊急保育計画」では、①保育所待機児童(*)の6割を解消するために保育所整備を促進するとともに、②横浜保育室(*)を認定し、0～2歳の低年齢児保育を充実しました。続いて平成13年度から17年度の「よこはま子育て支援計画」は、待機児童解消を打ち出すとともに、多様な保育ニーズに応え仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感軽減を図る施策を展開してきました。

しかし、横浜市では人口の社会増に加え、女性の就労意欲が引き続き高まる中で、保育所入所申込者数の増加傾向が続いており、待機児童数がなかなか減らない状況にあります。今後も引き続き、保育所整備等を進め、待機児童解消を図ることが必要となっています。

(2) 在宅の子育て家庭を巡る子育て環境

従来からの仕事と子育ての両立支援に向けて、保育所整備を中心に多様な保育ニーズに応える事業に比重がおかれた結果、在宅での子育て家庭への支援は、ここ数年でやっと本格的に取り組むようになってきたところであり、今後の課題となっています。最近の調査では、保育所を利用している共働きの家庭よりも、在宅で子育てしている家庭の子育て不安や子育ての孤立感が増加してきており、今後は、すべての子育て家庭に対して、きめ細かな対応が求められています。

(3) 学齢期の子どもを取り巻く環境

子どもたちが集団で遊んだり、自然とのふれあいなどを通じて自主性や創造性を育てていくことは大変重要なことです。しかし、少子化や核家族化が進むとともに、都市化の進行に伴って、自由に遊べる路地や原っぱなどの「遊び場」がなくなってきています。子どもたちは野外で大勢の友だちと遊びたいと思っている一方で、塾や習い事などに時間を取られ、自宅でテレビを見たり、テレビゲームをするなど一人で遊ぶことが多くなっています。また、家庭においても、保護者の就業形態の多様化や社会活動への参加などが増える中で、子どもと一緒に過ごす時間が減る傾向にあります。さらに、地域のコミュニティ意識の低下など、子どもの生活空間の中で、周辺の人との交流の機会なども減少してきています。そのため、今後は原っぱなどに代わる「遊び場」をどう確保するのか、また、地域の人たちが意識的に子どもたちに関わり交流することで、地域全体で子育てを支援する仕組みをどうつくるのかなどの検討が求められています。

(4) 青少年を取り巻く環境（青少年プラン及び横浜市青少年自立支援研究会提言から）

少子化や核家族化、都市化に伴い、大人や家族の意識が大きく変化するなかで、人との関わりをうまく結べない青少年や社会的ひきこもりといった深刻な課題を抱える青少年が増加しています。また、インターネットや携帯電話などの急速な普及は、多感な時期の青少年を振り回し、時として重大な犯罪を引き起こしています。

平成18年度に実施した、自立支援に関する実態調査では、若年無業者であっても、無業やひきこもり状態になるまでの原因や経歴は多種多様であり、その社会的状態や心身の障害の有無など千差万別であるということが判明しました。そのため、自立支援の取組については、自立支援に取り組む機関・団体が相互に連携しつつ、個々の若者の社会的ニーズや状態に応じて慎重かつ柔軟に対応していくことが求められています。

国では、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、①「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と②「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭における子育て」を包括的に支援する枠組み（社会的基盤）の構築を、車の両輪として推進していくこととしています。

(1)「子ども・子育て応援プラン」の概要

「子ども・子育て応援プラン」の特徴

- ア 保育事業中心から、若者の自立・教育、働き方の見直し等を含めた幅広いプランへ
※少子化社会対策大綱の4つの重点課題に沿って構成
- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
 - ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
 - ④子育ての新たな支え合いと連帯
- イ 概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示
※施策の実施を通じて、社会をどのように変えようとしているのか、国民に分かりやすく提示
- ウ 「働き方の見直し」の分野において積極的な目標設定
※育児休業取得率 男性10%、女性80% ※育児期に長期間にわたる時間外労働を行うものの割合を減少
- エ 体験学習を通じた「たくましい子どもの育ち」など教育分野において積極的な目標設定
※全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動を実施し、多くの子どもがさまざまな体験を持つことができる。
- オ 「待機児童ゼロ作戦」とともに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止など、すべての子どもと子育てを大切にす取組を推進（子どもが減少する（量）ことへの危機感だけでなく、子育ての環境整備（質）にも配慮）
※待機児童が50人以上の市町村をなくす ※子育て家庭が歩いていける範囲に子育て支援拠点を整備 ※関係者の連携体制を全国に構築し、児童虐待死の撲滅を目指す
- カ 市町村が策定中の次世代育成支援に関する行動計画も踏まえて数値目標を設定
※地方の計画とリンクさせた形でプランを策定するのは今回が初めて

「子ども・子育て応援プラン」の概要

「子どもが健康に育つ社会」「子どもを産み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかがわかるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、この5年間に施策を重点的に実施。

○4つの重点課題と5年間に講ずる施策と目標（例）

①若者の自立とたくましい子どもの育ち

→（施策と目標）○若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用

○全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施

②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

→（施策と目標）○企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及

○個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進

③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

→（施策と目標）○保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供

○全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

④子育ての新たな支え合いと連帯

- （施策と目標）○地域の子育て支援の拠点づくり（市町村の行動計画目標の実現）
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童が多い95市町村における重点的な整備）
- 児童虐待防止ネットワークの設置
- 子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）

(2) 育児・介護休業法の改正について

育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、育児・介護休業法の改正が行われた。（平成16年12月1日、同8日公布、平成17年4月1日施行）

[育児関係の主な改正点]

ア 育児休業等の対象労働者の拡大

期間を定めて雇用される者は対象外だったが、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の労働者を対象者として追加。

イ 育児休業期間の延長

子が1歳に達するまでから、子が1歳を越えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6か月に達するまで延長。

※「一定の場合」とは、保育所に入所を希望しているが入所できない場合や、配偶者が死亡、負傷等により子を保育できなくなった場合。

ウ 子の看護休暇制度の創設

労働者が、年に5日を限度として取得できるようにする。